

# 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

2021年11月25日

アサヒグループホールディングス株式会社

2021年11月25日

## 吸収分割に係る事前開示事項

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号

アサヒグループホールディングス株式会社

代表取締役社長 勝木 敦志

当社は、2021年11月10日付でアサヒグループジャパン株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、当社が営む本吸収分割契約に定める事業に関して当社が有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に係る事前開示事項は、次のとおりです。

### 1 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

本吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

### 2 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して、普通株式1株を発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、当社が吸収分割承継会社の発行済株式の全部を所有しており、また、本吸収分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社及び吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割により変動する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は、本吸収分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等を考慮し、会社計算規則第37条に定めるところにしたがって決定するものであり、相当であると判断しております。

### 3 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

#### (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

吸収分割承継会社の第1期事業年度は、成立の日である2021年9月28日より2021年12月31日までであり、本書作成日現在、第1期事業年度を終了しておりません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙2のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はありません。

- 4 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

- 5 本吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

- (1) 当社の債務の履行の見込み

本吸収分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、当社が負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

- (2) 吸収分割承継会社が当社から承継する債務の履行の見込み

本吸収分割後の吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、吸収分割承継会社が当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

## 吸収分割契約書

アサヒグループホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とアサヒグループジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（吸収分割）

甲は、本吸収分割により、甲が営む国内事業の事業管理等に関する事業（以下「本件事業」という。）について第 3 条第 1 項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第 2 条（商号及び住所）

本吸収分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：アサヒグループホールディングス株式会社

住所：東京都墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 1 号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：アサヒグループジャパン株式会社

住所：東京都墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 1 号

### 第 3 条（承継する権利義務）

- 1 乙が本吸収分割により甲から承継する本件事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。
- 2 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、重畳的債務引受の方法による。

### 第 4 条（本吸収分割の対価）

乙は、本吸収分割に際して普通株式 1 株を発行し、そのすべてを甲に対して割当て交付する。

### 第 5 条（乙の資本金及び準備金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

本吸収分割により資本金の額は増加しない。

(2) 資本準備金

本吸収分割により資本準備金の額は増加しない。

(3) 利益準備金

本吸収分割により利益準備金の額は増加しない。

(4) その他資本剰余金

本吸収分割により増加するその他資本剰余金の額は、会社計算規則第 37 条に規定する株主資本等変動額から前各号の金額を減じて得た額とする。

#### 第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。ただし、本吸収分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

#### 第7条（株主総会の承認）

- 1 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、同法783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に関連する事項について、株主総会の承認を求めるものとする。

#### 第8条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年11月10日

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号

甲 アサヒグループホールディングス株式会社  
代表取締役社長 勝木敦志

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号

乙 アサヒグループジャパン株式会社  
代表取締役社長 勝木敦志

(別紙)

## 承継対象権利義務明細表

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は次のとおりとする。なお、承継する資産及び負債については、2020年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

### 1 承継する資産

本件事業に属する一切の資産。ただし、次の各号に掲げる資産を除く。

- (1) 甲の子会社及び関連会社（以下「子会社等」という。）に対する貸付金及びこれに関連する未収利息
- (2) 甲の本社（所在地：東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号）の土地、建物及びこれに付随する建物附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品等その他の資産
- (3) 甲の研究所（所在地：茨城県守谷市緑一丁目1番21号）の土地、建物及びこれに付随する建物附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品等その他の資産
- (4) アサヒバイオサイクル株式会社及びアサヒクオリティードイノベーションズ株式会社の株式
- (5) 商標権（出願中のものを含む。）の一切

### 2 承継する債務

本件事業に属する一切の債務。ただし、甲の子会社等に対する預り金及びこれに関連する未払利息を除く。

### 3 承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍している本件事業に従事する従業員に係る雇用契約上の地位及びこれに付随する権利義務

### 4 承継する雇用契約以外の契約上の地位及び権利義務

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、請負、リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務（上記1及び2により乙に承継されることとなる資産又は負債に係る契約におけるものを含む。）。ただし、上記1及び2により乙に承継されない資産又は負債に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務を除く。

### 5 その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

## ■ アサヒグループジャパン株式会社 貸借対照表（2021年9月28日設立時点）

単位:百万円

<b>流動資産</b>	<b>100</b>
現金及び預金	100
<b>有形固定資産</b>	-
<b>無形固定資産</b>	-
<b>投資その他資産</b>	-
<b>資産の部合計</b>	<b>100</b>

単位:百万円

<b>流動負債</b>	-
<b>固定負債</b>	-
<b>負債の部合計</b>	-
資本金	50
資本剰余金	50
<b>純資産の部合計</b>	<b>100</b>
<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>100</b>